

令和 5 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 3 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 5 月 1 8 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「当分の間，」を削り，「保険料（令和 3 年度分および令和 4 年度分の保険料であつて，令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）を「令和 4 年度分の保険料（令和 5 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日）」に改め，「（特別徴収の場合にあつては，特別徴収対象年金給付（法第 7 6 条の 4 において準用する介護保険法第 1 3 5 条第 6 項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の日）」を削り，「第 2 4 条第 2 項」を「同条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等について，令和 5 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間に普通徴収に係る納期限が存する令和 4 年度分の保険料に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため